

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月6日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 287-8501
住 所 千葉県香取市佐原口2127
法人名 香取市
代表者 伊藤 友則
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0478-54-3521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐原浄化センター		
事業場の所在地	千葉県香取市佐原イ3746-1		
計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 〔気・ガス・熱供給・水道〕 中分類： 水道業		
②事業の規模	前年度総処理水量4,022,649立方メートル		
③従業員数	下水道課16人、維持管理業者14人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂 (下水汚泥)
	排出量	5046 t	14.8 t
	(これまでに実施した取組) ・再資源化による有効利用として、脱水汚泥の堆肥化、人口軽量骨材化、路盤材原料化。 ・含水率の低減による脱水汚泥量の削減。 ・改築更新工事による高効率脱水機の採用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂 (下水汚泥)
	排出量	5662 t	15.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化による有効利用として、脱水汚泥の堆肥化、人口軽量骨材化、路盤材原料化。 ・含水率の低減による脱水汚泥量の削減。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適正処理に努める。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適正処理に努める。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら行う再生利用の実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 自ら行う再生利用の計画なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4498 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5157 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分の実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分の計画なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	全 処 理 委 託 量	548 t	14.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	548 t	148 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・場内で脱水し、軽量化した脱水汚泥を処理委託している。 ・脱水汚泥は、主に再生資源化が図れる業者に処理を委託している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣・沈砂（下水汚泥）
	全 処 理 委 託 量	505 t	15.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	495 t	15.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。 ・ 脱水汚泥等の安定的な処分先の確保。 ・ 脱水汚泥については再生資源化が図れる業者に処理を委託。		
※事務処理欄			

(第6面)

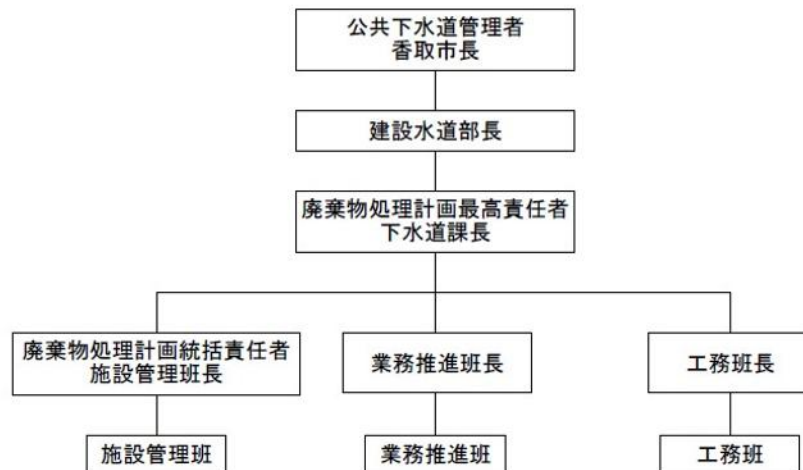
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 令和6年6月6日 千葉県知事 熊谷俊人 殿 提出者 住 所 香取市佐原口2127 氏 名 香取市長 伊藤 友則 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0478-54-1111 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐原浄化センター
事業場の所在地	香取市佐原イ3746-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業
② 事業の規模	前年度総処理水量 4,022,649 ^{m³}
③ 従業員数	下水道課 16人 維持管理業者 14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	排 出 量	5,046 t	4.8 t	10.0 t
	(これまでに実施した取組) ・再資源化による有効利用として、脱水汚泥の堆肥化、人口軽量骨材化、路盤材原料化。 ・含水率の低減による脱水汚泥量の削減。 ・改築更新工事による高効率脱水機の採用。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	排 出 量	5,662 t	6.9 t	8.6 t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化による有効利用として、脱水汚泥の堆肥化、人口軽量骨材化、路盤材原料化。 ・含水率の低減による脱水汚泥量の削減。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適正処理に努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適正処理に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用の実施はない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用の実施はない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,498 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5157 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら行った埋立処分又は海洋投入処分なし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う予定なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	全 処 理 委 託 量	548 t	4.8 t	10.0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	548 t	4.8 t	10.0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取り組み) ・場内で脱水し、減量化した脱水汚泥を処理委託している。 ・脱水汚泥は、主に再生資源化が図れる業者に処理を委託している。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	し渣(下水汚泥)	沈砂(下水汚泥)
	全 処 理 委 託 量	505 t	6.9 t	8.6 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	495 t	6.9 t	8.6 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理施設の適切な運転管理を行い、含水率の低減による脱水汚泥量の削減。 ・ 脱水汚泥等の安定的な処分先の確保。 ・ 脱水汚泥については再生資源化が図れる業者に処理を委託。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。